

那覇市テレワーク推進施設整備事業補助金交付要綱

令和2年10月6日
(経済観光部長決裁)

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、那覇市テレワーク推進施設整備事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 市長は、補助事業者が行う補助事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては那覇市補助金等交付規則(昭和52年那覇市規則第34号。以下「交付規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

(交付の目的)

- 第2条 この補助金は、市内にテレワーク推進施設の整備を行う事業者に対し、事業実施に必要な経費の一部を補助することで、ビジネス環境変革への対応及び新たな生活様式に対応した多様かつ柔軟な働き方の促進、並びに地域経済の振興に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

- 第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 「テレワーク推進施設」とは、情報通信技術の利活用による柔軟な働き方の実現に資する施設をいう。
 - (2) 「法人」とは、会社法(平成17年7月26日法律第86号)第2条第1項に規定する会社、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年6月2日法律第48号)に規定する一般社団法人又は一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年6月2日法律第49号)第2条第1号及び第2号に規定する公益社団法人又は公益財団法人をいう。
 - (3) 「補助事業者」とは、補助事業を行う者をいう。

(補助対象事業者)

- 第4条 補助の対象とする事業者は、第2条の目的及び次の各号を全て満たしている者とする。
- (1) 市内に本社、若しくは支社又は営業所等(以下「事業所」という。)を有する法人又はコンソーシアムの代表機関。ただし、コンソーシアムについては構成する事業者のうち、1社以上が市内に事業所を有していること。
 - (2) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
 - (3) 会社更生法(平成14年12月13日法律第154号)、民事再生法(平成11年12月22日法律第225号)等に基づく再生又は更生手続きを行っている者でないこと。
 - (4) 租税を完納していること。
 - (5) 那覇市暴力団排除条例(平成24年3月27日条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、那覇市が警察署等に照会することについて承諾できること。
 - (6) 事業内容や財務能力から、本事業の履行に支障がなく、事業を遂行するにふさわしい技量を備えていること。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は次に掲げる事業とする。

- (1) 市内既存施設を、新たなテレワーク推進施設（原則、面積 50 m²以上）へ改修整備する事業。
 - (2) 市内既存テレワーク推進施設を、施設の機能強化のために改修整備する事業。
- 2 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前項の事業実施に要する別表に掲げる経費であって、市長が必要かつ適当と認めるものとする。

(補助率等)

第6条 補助率は別表のとおりとし、補助金の上限額は 500 万円とする。

- 2 補助金の交付額は、補助対象経費に 10 分の 8 を乗じて得た額と上限額とを比較して少ない方の額とし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。

(補助対象期間)

第7条 補助金の補助対象期間は、交付決定日から令和 3 年 2 月 28 日までの期間とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付の申請をしようとする者は、那覇市テレワーク推進施設整備事業補助金交付申請書（第 1 号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（第 1 号様式の 2）
 - (2) 事業計画書（第 1 号様式の 3）
 - (3) 収支計画書（第 1 号様式の 4）
 - (4) 協力連携事業者届出書（第 1 号様式の 5）
 - (5) 履歴事項証明書
 - (6) 定款又は寄付行為、会社パンフレット
 - (7) 納税証明書（直近の国税、市町村税の完納を証明する書類）
 - (8) 直近 2 年分の決算報告書
 - (9) その他
- 2 前項の補助金の交付の申請をするにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。)) を減額して交付を申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。
- 3 交付の申請金額は、千円未満切り捨てとする。

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定による交付の申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を予算の範囲内で決定し、那覇市テレワーク推進施設整備事業補助金交付決定通知書（第 2 号様式）に

- より補助事業者に通知する。
- 2 市長は、交付を決定する場合において、交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。
 - 3 市長は、前条第2項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
 - 4 市長は、補助金を交付することが不適正であると認めたときは、那覇市テレワーク推進施設整備事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知する。

（申請の取下げ）

第10条 前項の交付決定通知書を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の申請の取下げをする場合は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して14日以内に、那覇市テレワーク推進施設整備事業補助金交付申請取下げ届出書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（計画変更又は中止（廃止）の承認）

- 第11条 補助事業者は、事業計画の内容を変更又は中止（廃止）しようとするときは、あらかじめ那覇市テレワーク推進施設整備事業補助金事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更の場合を除く。
- 2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
 - 3 市長は、第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、事業計画の変更又は中止（廃止）が適正であると認めたときは、那覇市テレワーク推進施設整備事業補助金事業計画変更（中止・廃止）承認通知書（第4号様式の2）により通知する。

（事故報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに那覇市テレワーク推進施設整備事業補助金事故報告書（第5号様式）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第13条 補助事業者は、補助事業の遂行の状況に関し、市長が報告を求めたときは、那覇市テレワーク推進施設整備事業補助金遂行状況報告書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

- 第14条 補助事業者は、次に掲げる日から14日以内に実績報告書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。
- (1) 補助事業が完了した場合、事業完了日又は補助期間満了日。
 - (2) 第11条第3項に基づく事業計画の中止（廃止）の場合、那覇市テレワーク推進施設整備事業補助金事業計画変更（中止・廃止）承認通知書（第4号様式の2）受領日。
- 2 補助事業者は、前項の規定にかかわらず報告書の提出期限について、市長の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。
 - 3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税等仕入控除税

額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定)

- 第 15 条 市長は、前条第 1 項の報告を受けたときは、その内容を審査し、交付決定の内容（第 11 条の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、那覇市テレワーク推進施設整備事業補助金確定通知書（第 9 号様式）により通知する。
- 2 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を那覇市テレワーク推進施設整備事業補助金返還命令書（第 14 号様式）により命ずる。
 - 3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、市長は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

- 第 16 条 市長は、前条の規定により確定した額の補助金等を補助事業の終了後（補助事業が継続して行われている場合には、市の会計年度末）に交付するものとする。ただし、補助事業の目的又は内容の性質上その事業の終了前に交付しなければ補助金等の交付の目的を達成することが困難であると認めるときは、交付決定額の 2 分の 1 以内で、概算払することができる。
- 2 前条第 1 項の規定により通知を受けた者は、那覇市テレワーク推進施設整備事業補助金交付請求書（第 10 号様式）を市長に提出しなければならない。
 - 3 補助事業者は、概算払を申請するときは、那覇市テレワーク推進施設整備事業補助金概算交付申請書（第 11 号様式）を市長に提出しなければならない。
 - 4 第 11 条第 3 項により事業の中止（廃止）が認められた場合において、既に当該中止（廃止）に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を那覇市テレワーク推進施設整備事業補助金返還命令書（第 14 号様式）により命ずる。
 - 5 前項の返還については、前条第 3 項の規定を準用する。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第 17 条 補助事業者は、第 15 条の規定に基づく補助事業に係る補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときには、消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書（第 12 号様式）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する報告があったときは、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を那覇市テレワーク推進施設整備事業補助金返還命令書（第 14 号様式）により命ずる。
 - 3 前項の返還については、第 15 条第 3 項の規定を準用する。

(交付決定の取消し等)

- 第 18 条 市長は、次の各号に掲げる項目に該当する場合には、第 9 条の交付決定の内容（第 11 条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 法令、本要綱又はこれらに基づき市長の処分若しくは指示に違反した場合

- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
 - (4) 補助金の交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 市長は前項に基づく交付決定の取り消しを行ったときは、那覇市テレワーク推進施設整備事業補助金交付決定取消し通知書（第13号様式）により通知する。
 - 3 市長は、第1項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を、那覇市テレワーク推進施設整備事業補助金返還命令書（第14号様式）により命ずる。ただし、那覇市補助金等交付規則第9条に規定する経費又は債務が確定している経費のうち、市長が特に必要と認めるものについては、この限りではない。
 - 4 市長は、前項の返還を命ずる場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
 - 5 第3項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第15条第3項の規定を準用する。

（財産の管理等）

- 第19条 補助事業者は、補助事業の実施により取得し又は効用の増加した（以下「取得財産等」という。）については、補助事業完了後も善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等については、補助金の交付を受けた日から5年間は取得財産等管理台帳（第15号様式）を備え、その管理状況を明らかにし、保存しなければならない。
 - 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第14条に定める実績報告書に取得財産等明細表（第16号様式）を添付しなければならない。
 - 4 市長は、取得財産等を処分したことにより、補助事業者に収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

（財産の処分の制限）

- 第20条 補助事業者は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が1件50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産については、補助事業の完了した日の属する会計年度から5年間は、市長の承認を得ないで交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、当該財産の耐用年数を経過した場合はこの限りではない。
- 2 補助事業者は、取得財産等の処分の承認を受けようとする場合は、那覇市テレワーク推進施設整備事業補助金取得財産等の処分承認申請書（第17号様式）を市長に提出しなければならない。
 - 3 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、取得財産等の処分が適正であると認めるときは、那覇市テレワーク推進施設整備事業補助金取得財産等の処分承認通知書（第17号様式の2）により通知する。
 - 4 補助対象事業は、前項の承認に基づく取得財産等の処分により、補助事業者に収入がある場合は、那覇市テレワーク推進施設整備事業補助金財産処分収入金報告書（第17号様式の3）を市長に提出しなければならない。
 - 5 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(補助金の経理)

第 21 条 補助事業者は、補助事業に要する経費について、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、関係証拠書類とともに補助事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保管しておかなければならない。

(報告等)

第 22 条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度から 5 年間、各年度が終了する毎に、速やかに補助事業に係る過去 1 年間の実施結果状況等について、那覇市テレワーク推進施設整備事業補助金事業実施状況等報告書（第 18 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後から 5 年間保存しなければならない。

(指導監督等)

第 23 条 市長は、補助事業者による本事業の実施に関し、必要に応じて本要綱に基づき指導監督を行う。

2 市長は補助事業者に対し、事業の実施状況の報告を求め、必要に応じ改善等の指導及び助言を行うことができるものとする。

3 補助事業者は、本事業の事務実施体制の大幅な変更等、本事業の実施に影響を及ぼす事情が生じたときは、速やかに市長に報告するものとする。

(その他必要な事項)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和 2 年 10 月 6 日から施行する。

別表

経費区分		内容	補助率
(1) 施設設備費	ア 工事請負費	補助事業の実施に直接必要な工事請負費。	10分の8
	イ 備品購入費	補助事業の実施に直接必要な10,000円以上の物品（機器やソフトウェア等）の製作・購入に係る経費。	
	ウ その他経費	上記以外、補助事業の実施に直接必要なもので、特に必要と認められる経費。	
(2) その他	ア 感染症予防対策費	新型コロナウイルス感染症等の感染症予防対策を講じるための製作・購入に係る経費。	